

1. 副首都の整備に向けた政令案の内容は何か？

政府が 2026 年 10 月に公表した「副首都」の指定要件を定める政令案（施行令案）の内容は、大規模災害時に首都圏（東京）の機能を代替できる地域を指定するための「災害リスクの回避」「人口・経済規模」「行政体制」に関する具体的な要件の規定です。

●主な内容は以下の 4 つの柱で構成されています。

1. 東京圏との同時被災を避ける地域要件（災害リスク）

東京で大規模災害が発生した際にバックアップとして機能させるため、以下の地域に該当しないことを規定しています。

首都直下地震の緊急対策区域外 富士山の火山災害警戒地域外

2. 人口および経済規模の要件

副首都としての機能を支えるに足る、一定の都市・経済集積があることを求めています。

人口：道府県内に全国総人口の 1.2%以上（150 万人以上）の政令指定都市を有すること。

経済規模：国内総生産（GDP）に占める道府県の総生産の割合が 2.1%以上であること。

3. 国の行政機関（出先機関）の立地要件

災害時の首都機能代替に不可欠な国の拠点がすでに揃っているかを評価します。

政府が定める 28 種類の国の出先機関のうち、半数以上（14 以上）が立地していること。

4. 必要な地方行政体制の要件

二重行政の解消や効率的なバックアップ体制を構築するため、以下のいずれかの行政体制を求めています。

政令指定都市を廃止し、「特別区」へ再編すること（いわゆる都構想）。

政令指定都市と道府県の間で「連携協約」を締結し、必要な連携行政体制を構築すること。

【現時点での該当自治体】

この政令案の要件を満たすのは、現時点では北海道、愛知県、大阪府、福岡県の 4 道府県とみられています。政府はパブリックコメント（意見公募）を経た上で政令を公布し、基本方針の策定に向けた手続きを進める方針です。（候補中、宮城・群馬・広島が条件該当せず）

2. 副首都の選定条件として、人口規模、経済規模、国の出先機関があるが、それは何故か？

副首都の選定条件に「人口規模」「経済規模」「国の出先機関の立地」が定められている理由は、東京（首都圏）が機能不全に陥った際、国全体の政治・経済を麻痺させずに即座に代行できる「高度な都市機能と自立性」が不可欠だからです。具体的な理由は以下の通りです。

1. 「人口規模」が必要な理由：災害対応のマンパワー確保

自立的な救済・復旧体制の確立：首都直下地震などで東京の本部が被災した場合、副首都が一時的に「臨時の国の中核」となります。その際、現地で大規模な災害応急対策や自衛隊・警察・医療チームの受け入れ調整を担うための、膨大な地方公務員（行政要員）や

民間人材（マンパワー）が即座に必要となります。

避難受け入れ能力：被災地からの避難者や、国内外からの支援物資を受け入れるための十分な都市基盤（住宅、医療機関、交通インフラ）を維持するには、一定以上の人口規模を持つ大都市圏である必要があります。

2. 「経済規模」が必要な理由：日本経済のバックアップ

サプライチェーンの維持：東京の機能が止まった際、日本経済全体の沈没を防ぐためには、金融、流通、IT、製造業などの代替拠点がすぐに稼働しなければなりません。すでに一定の経済集積（GDP シェアなど）がある地域でなければ、企業のバックアップオフィスや代替生産・物流の受け皿になれません。

財政的な自立性とインフラ維持：副首都としての高度な通信ネットワークや庁舎、インフラを維持管理し、災害時に独自の財政出動ができるだけの強い経済基盤が地方自治体側にも求められます。

3. 「国の出先機関（半数以上）」が必要な理由：即応的な統治能力

「ゼロからの立ち上げ」では間に合わない：大規模災害が発生した瞬間から、国レベルの意思決定や地方への指示を行う必要があります。あらかじめ地方防衛局、地方整備局、地方厚生局などの「国の出先機関」が揃っていれば、既存の組織や通信網、職員をそのまま「臨時の各省庁（ミニ霞が関）」として即座に組み替えて機能させることができます。
現場の総合調整力：28種類ある重要な行政機関のうち半数以上が集積している地域であれば、各省庁間の連携や情報集約がすでに日常的に行われているため、混乱期でも迅速に国政を代行できます。

総じて、これら3つの条件は、単に「大きくて栄えている街を選ぶ」という目的ではなく、「東京が倒れたその日から、代わりに日本を動かせる実力と準備があるか」を現実的に評価するために設定されています。

3. なぜ「経済・人口」の基準が全国シェアの1.2%や2.1%という数字になったのか？

「全国人口の1.2%以上」「国内GDPの2.1%以上」という具体的な数字が基準となったのは、政府が目指す「東京一極集中の是正（多極分散型経済圏の形成）」と「災害時の確実なバックアップ」の双方を両立できる日本の「4大都市圏」を明確に定義し絞り込むためです。これらの数字の根拠と意図は、以下の3つのポイントに集約されます。

1. 日本の「4大地方中枢都市」を拾い上げるための境界線

政府は、副首都にふさわしい条件として、東京とは別に自立した広域経済圏の中心（ブロックの拠点）である地方中枢都市（札幌・仙台・福岡・三大都市圏）を想定しました。各都市の実際のデータ（直近の統計概算値）に照らし合わせると、この数字の意図が見えてきます。

・人口「1.2%」以上の政令指定都市：全国総人口（1億2300万人）1.2%は約148万人です。

満たす都市：横浜、大阪、名古屋、札幌、福岡、神戸、川崎、京都、さいたま

（このうち東京と同時被災しない地方都市は大阪、名古屋、札幌、福岡）。

満たさない地方都市： 広島（約 119 万人／約 0.9%）、仙台（約 109 万人／約 0.8%）
・ 経済「2.1%」以上の道府県： 国内 GDP に対する道府県内総生産の割合 2.1%は、実質的に年間 11 兆～12 兆円以上の経済規模を指します。

満たす道府県： 東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉、千葉、兵庫、北海道、福岡など（このうち被災リスク外は大阪、愛知、北海道、福岡）。

満たさない県： 広島県（約 2.0%）、宮城県（約 1.7%）などはわずかに届きません。
つまり、これより基準を下げると多くの県が該当して「副首都」の特別感が薄れ、これより上げると候補が大阪や愛知だけに狭まってしまう。地方の核となる「北海道（札幌）」「愛知（名古屋）」「大阪（大阪）」「福岡（福岡）」の 4 拠点をジャストフィットで指定するために、絶妙に設計された数字なのです。

3. 他の要件（国の出先機関）との整合性

前述の通り、副首都には国の出先機関（地方支分部局）が「28 種類中 14 種類以上」立地していることも求められます。日本において、国の主要な出先機関が高密度に集まっているのは、管区（ブロック）を統括する地方中枢都市に限られます。人口 1.2%・経済 2.1%という数字は、この行政機関の集積度ともぴたり一致する基準として算出されました。

4. 要件を満たす 4 道府県（北海道・愛知・大阪・福岡）が現在持っている具体的な強みは？

副首都の要件（災害リスク・人口・経済・出先機関）を満たす北海道・愛知・大阪・福岡の 4 道府県は、それぞれ異なる独自の圧倒的な強み（ポテンシャル）を持っています。

各自治体がアピールし、専門家から評価されている具体的な強みは以下の通りです。

●道府県 核心となる強みと特徴

○大阪府

（関西圏）圧倒的な実績と歴史的・経済的集積

- ・ 歴史的背景： 長年「副首都・大阪」の議論を重ねて、受入準備の議論が最も進んでいる。
- ・ 経済・ビジネス： 独自の巨大経済圏（京阪神）を擁し、企業のバックアップや学術研究機関が極めて豊富。
- ・ インフラ： 関西国際空港やなにわ筋線の整備など、国際物流・交通網が強固。

○愛知県

（中京圏）日本一の産業基盤と東京への近接性

- ・ ものづくり・産業： 製造品出荷額等が 47 年連続日本一。東京に次ぐ全国 2 位規模の県内総生産（GDP）を誇る、日本最大の産業集積地。
- ・ 立地・交通： 三の丸地区に国の出先機関が集積。新幹線や高速道路などの陸路・海路（名古屋港）・空路（セントレア）が非常に強固で、災害時の展開がスピーディ。

○福岡県

（九州圏）抜群の災害安全性とアジアへの高い国際接続力

- ・ 災害リスクの低さ： 首都直下地震や富士山噴火と同時被災しないだけでなく、南海トラ

フ巨大地震の被害想定も極めて低い（大阪・愛知に対する最大の優位性）。

- ・ 成長性と活力： 福岡市は人口増加率や起業（開業）率で大都市中1位を誇る、若くエネルギーギッシュな都市。
- ・ 広域連携・国際： ソウルや上海に近く、東アジアのゲートウェイとして機能。北九州（24時間運用の空港・港湾）や熊本（TSMC進出の半導体拠点）と「面」で強固に連携。

○北海道

（北海道圏）食料・エネルギーの安全保障と次世代産業のポテンシャル

- ・ 安全保障の要： 日本最大の食料自給率や豊富な再生可能エネルギーの供給力を持ち、国全体の物資・経済安全保障を支えるポテンシャルがある。
- ・ 先端産業の集積： 札幌圏を中心に、AI（人工知能）、GX（グリーントランスフォーメーション）、半導体（ラピダス等）、スタートアップなどの先端産業が急集積している。

●強みの比較（まとめ）

「即応性と国力の維持」を最重視するなら、経済・企業のバックアップ体制が整った大阪府や愛知県が強力です。

「バックアップとしての絶対的な安全性と今後の成長性」を最重視するなら、南海トラフのリスクが低くアジアに近い福岡県が専門家などからも高く評価されています。

「食料や次世代エネルギーなどの物資補給力」を最重視するなら、独自の強みを持つ北海道が有力な選択肢となります。

5. 今後に予定されている基本方針策定の具体的なスケジュールは？

副首都の選定と整備に向けた、国および自治体の今後の具体的なロードマップとスケジュールは以下の通りです。

副首都法（2026年7月成立）の規定に基づき、今後「1年以内（2027年10月まで）」に基本方針を閣議決定するスケジュールに沿って手続きが進められます。

○短期スケジュール（2026年～2027年秋）

- ・ 2026年10月16日：パブリックコメント（意見公募）の締め切り
政府が提示した指定要件（人口1.2%、経済2.1%など）に関する一般や自治体からの意見
- ・ 2026年10月下旬：指定要件を定める「政令（施行令）」の公布
パブリックコメントの結果を踏まえ、4道府県（北海道・愛知・大阪・福岡）が適合する見通しの政令が正式に公布・施行されます。
- ・ 2026年11月中：政府が「基本的考え方」を公表 & 推進本部の設置
首相（高市首相）を本部長とする「副首都整備推進本部」が政府内に立ち上がります。同時に、基本方針のベースとなる「副首都の指定に関する基本的考え方」が公表され、今後の詳細な評価軸が示されます。
- ・ 2026年末～2027年前半：自治体による「議会決議」と「指定申請」
指定を目指す道府県（大阪府など）は、それぞれの地方議会で議決を経た上で、国に対し

て正式に副首都の指定申請を行います。

・ 2027 年 10 月めど：政府の「基本方針」策定・閣議決定

法律の「施行から 1 年以内」という定めに従い、政府は副首都の意義・目標・役割分担などを盛り込んだ「基本方針」を正式に策定し、閣議決定します。ここで対象自治体が正式に「副首都」として指定される運びとなります。

○中長期スケジュール（2027 年秋～2031 年）

・ 基本方針決定後：各道府県独自の「副首都整備方針」の作成

指定を受けた道府県ごとに、具体的な国の機関の拠点整備、交通網やインフラの強化、民間投資を呼び込むための規制緩和などを盛り込んだ個別の整備方針が作られます。

・ ～2031 年（令和 13 年）3 月 31 日：集中整備期間

副首都法により、令和 13 年 3 月末までの期間が「集中整備期間」に設定されています。この約 3～4 年の間に、災害時のバックアップ機能や多極分散型経済圏の構築に向けたインフラ投資や税制優遇措置、出先機関の再編などが集中的に実施される予定です。

政府は複数の自治体を指定する方針を示しており、2027 年秋の閣議決定に向けて、今後は「どの都市にどのような役割（経済代替、防災拠点など）を持たせるか」の具体的な調整が本格化します。

6. 指定された後に各道府県で実施される「税制優遇」や「規制緩和」の中身と、集中整備期間（～2031 年）に国から投じられる財政支援の規模感の想定は？

2026 年 7 月に成立した「副首都法」に基づき、今後指定される自治体で想定されている「税制優遇・規制緩和」の具体的な中身と国からの「財政支援の規模感」は以下の通りです。

1. 実施される「税制優遇」と「規制緩和」の具体策

平時から東京一極集中を是正し、民間企業を呼び込んで「並列稼働するもう一つの経済中枢」を作るための特例措置が想定されています。

・ 企業の本社機能移転等に対する税制優遇の拡充

東京圏から副首都（指定自治体）へ本社機能や主要な事業拠点を移転する企業、あるいは現地で新産業（GX や半導体、AI など）の投資企業に対し、法人税の減免、資産の加速償却（早期の経費化）などの税制特例をさらに上乗せ・拡充することが検討されています。

・ 経済・都市開発の規制緩和

災害時の代替拠点となる高機能なビル群やデータセンター、交通網を迅速に開発できるよう、容積率の緩和や開発手続きの簡素化（ワンストップ化）が実施されます。また、国際金融都市の形成や外資系企業誘致に向けた就労ビザ要件の緩和も想定されています。

・ 通信・インフラ整備の規制特例

有事の際に瞬時に東京のバックアップができるよう、高度な暗号化通信網や独立したエネルギー網（自立型マイクログリッドなど）の整備に特化した規制緩和が適用されます。

2. 集中整備期間（～2031 年 3 月末）の財政支援と規模感

副首都法では、施行から 2031 年 3 月 31 日までを「集中推進期間」としており、国費の投入が期待されていますが、その規模感の見通しには現時点で課題や議論が残されています。

●現時点での公的な試算・目安

国会審議の段階で提示された有事の「災害対策本部」などの代替拠点の直接的な整備費としては、暫定的に「数十億円から数百億円程度」の幅を持った費用目安が示されています。

・局所的な大規模整備の例（大阪の大手前エリアなど）

最も先行している大阪のケースでは、中央省庁の代替機能を担う「副首都庁合同庁舎（仮称）」等の整備に、最大約 1,250 億円規模のプロジェクトが想定・試算に挙がっています。

・「全体規模」はこれからの議論（不透明な部分も）

上記の金額はあくまで庁舎や直接的な防災機能の整備費に過ぎません。副首都法には「国が交通網（リニアや新幹線の延伸加速など）、通信網、都市基盤の整備を行う」ことが念頭に置かれこれらを含めれば数千億円～兆円単位の事業規模に膨らむ可能性があります。

【現状の懸念点】

しかし、国会や自治体間では「具体的な財源（国費の負担率、地方債の交付税措置など）や総額の見通しが明確に示されていない」との指摘や、他の自治体への財政配分（地方交付税の割り当てなど）への影響を懸念する声があります。これらは 2026 年 11 月以降に立ち上がる「副首都整備推進本部」での基本方針策定のプロセスで具体化していく見通しです。

◆個人的見解

（前々回）＊副首都構想から道州制実現までの希望的改革シナリオの提示

（前回）＊急速に動き出す地方自治改革の流れ、横浜の生き残り都市戦略は何か。

（東京を含む関東圏？ 大都市制度？ 国・州計画とは？ 横浜独自戦略？）

（今回）＊将来課題の見極めと戦略的議論の重要性

・副首都実現に向け短期的に現実的な着地点を造ることに終始し、拙速な結果の恐れ。

⇒副首都としては、大阪含め 2～3 か所の指定になる想定ではないか。

・選定されない地方中心に、「多極分散型」の新たな地方振興策を求める動きが強まる。

⇒「国土形成計画」の策定、「大都市制度」の確立など、本来のあり方議論が必要。

・道府県と政令市の「連携協定」において、地方自治体の責務の明確化が必要になる。

⇒都市がやるべきこと、県がやるべきこと、広域連合など地方圏がやるべきこと。

政令市だけではなく、周辺都市を含めた「都市ネットワーク」のあり方が議論に。

産業・交通・環境など広域行政は、単独の県よりも地方圏の合意形成が重要になる。

・一方、不安定な国際情勢を受けて安全保障や経済運営など、国の統治機能が課題化。

⇒国際機能強化、地方分権などの抜本的な行財政改革の推進が政策的課題に。

「国の仕組み」の再編、かつての「道州制」議論が再燃する可能性がある。

⇒国際機能強化に応じて、国出先機関の州への移管など、国の機能スリム化の検討。

州設置の区割り、県組織の統合化、議員総数の削減、州と都市の役割分担など。